

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）



わたくしたちは 不死鳥福井の市民であることに誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため 力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう

実践目標（平成26年4月～平成31年3月）

- 1 すすんで 親切をつくし
愛情ゆたかなまちを つくりましょう
とどけよう 明るいあいさつ 感謝のことば
- 2 すすんで 健康にこころがけ
明朗で活気あるまちを つくりましょう
みんな仲良く健康で 心も体もすこやかに
- 3 すすんで くふうをこらし
清潔で美しいまちを つくりましょう
とりくもう わが家とまちの 美化運動
- 4 すすんで きまりを守り
安全で住みよいまちを つくりましょう
まなびあおう 家庭の防犯 地域の防災
- 5 すすんで 教育を重んじ
清新な文化のまちを つくりましょう
わがまちふくい まなんで知って 誇りを持とう

（昭和 39 年 6 月 28 日制定）

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会



男女共同参画都市福井宣言

わたしたちは自立・平等・平和を基本理念として 男女があらゆる分野とともに参画し
ともに築く やさしさと活力ある福井をめざし ここに「男女共同参画都市」を宣言します

1

お互いの立場を思いやり みんなで家事や育児や介護を
協力しあう「おもいやり家庭」をつくります

2

自らが意識を変え世代を超えたふれあいに努め
ともに参画し個性を生かしあう「ふれあい地域」をつくります

3

家庭での男女共生をもとに能力や機会を生かし
対等なパートナーシップで励みあう「きょうせい職場」をつくります

平成10年3月16日制定

平成10年に北陸初、全国14番目に「男女共同参画都市宣言」をしました。

この宣言文は、平成6年から9年にかけて開催した「男女でつくる地域推進フォーラム」に
参加した、市民4千人の話し合いから生まれたものです。

家庭・地域・職場で、男女がともに参画することで、やさしさと活力ある福井を目指す
内容となっています。

はじめに

我が国では人口減少・少子高齢化や家族形態の多様化など、私たちを取り巻く生活環
境は著しく変化しています。

こうした状況の中で、変化に対応しながら、活力に満ち、将来に希望を抱くことがで
きる社会を築くためには、男女が性別に関わりなく、対等なパートナーとして、社会の
あらゆる分野の活動に参画できる男女共同参画社会を実現することが求められていま
す。

これまで本市では、「男女共同参画社会をめざす福井市条例」のもと、4次にわたっ
て「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んでまいりました。
市民の皆さんの意識改革は着実に進んできているものの、依然としていくつかの課題が
残っています。

そこで、これまでの取組の検証、また新たな課題や数値目標を盛り込んだ「福井市第
5次男女共同参画基本計画」を策定しました。

策定にあたっては、働くことを希望する女性が多く、女性の就業率が全国トップクラ
スであるという本市の特長を踏まえ、今後さらに、本市の女性が輝けるよう「あらゆる
分野における女性の活躍」を強化項目として掲げました。

今後は、本計画に沿って各施策を総合的かつ計画的に展開し、市民の皆さまと共に考
え、共に歩むことのできる「福井らしい男女共同参画推進のまちづくり」に取り組んで
まいりますので、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心に御審議いただきました福井市男女共同参画審
議会の委員の皆さま、並びに市民意識調査、パブリック・コメント等で貴重な御意見を
いただきました市民の皆さまに、厚く御礼申し上げます。

平成29年3月

福井市長 **東村新一**

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と経緯 2

 (1) 国の動き

 (2) 本県の動き

 (3) 本市の動き

2 計画の位置づけ 4

 (1) 法律上の位置づけ

 (2) 本市の各計画との関係

 (3) 計画の期間

3 福井市第4次男女共同参画基本計画の取組と課題 5

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念及び基本目標 10

2 計画の体系 12

第3章 施策の方向

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

 施策の方向 1 政策・方針決定過程への女性参画の拡大 16

 // 2 雇用の分野における男女共同参画の推進 18

 // 3 女性の職域拡大と起業等への支援 20

基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和が図られた社会の実現

 施策の方向 4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 24

 // 5 男女がともに担う家庭生活づくり 26

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

 施策の方向 6 男女の個性と能力を伸ばす学校教育の推進 30

 // 7 家庭や地域における学習機会の充実 32

 // 8 男女共同参画の推進体制の強化 34

基本目標Ⅳ 安全・安心な暮らしの実現

 施策の方向 9 人権の尊重 38

 // 10 男女がともに担う地域社会づくり 40

 // 11 生涯を通じた健康づくり 42

第4章 計画の推進

1 推進組織 46

2 計画の推進体制 47

3 計画の進行管理 47

資 料

1 用語説明 50

2 福井市の男女共同参画のあゆみ 52

3 男女共同参画に関する福井市民意識アンケート調査結果 53

4 審議会委員名簿 54

5 計画の策定経過 54

6 諮問文と答申書 55

7 関係法令 56

第 1 章

計画の策定にあたって



1 計画策定の背景と経緯

(1) 国の動き

国際連合は、女性差別の撤廃に向けて世界規模で取り組むため、昭和50年を「国際婦人年」と定め、女性の地位向上を図るためのガイドラインとなる「世界行動計画」を策定しています。

日本では、この「世界行動計画」を受け、昭和52年に「国内行動計画」を策定し、昭和60年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を制定しました。これを契機として、法や制度の整備が徐々に進められ、平成11年6月には、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指した「男女共同参画社会基本法」を制定しました。翌年の平成12年には、この基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定し、以来、社会情勢等の変化に伴う見直しのため、5年毎に計画を策定しています。現在、国は「第4次男女共同参画基本計画（計画期間：平成28年度～32年度）」において、「あらゆる分野における女性の活躍」を重点ポイントに掲げ、男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでいます。

また、平成19年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等を制定し、多様な生き方を選択でき、豊かで活力ある社会を実現するための推進が図られています。また、女性に対する暴力等への対応として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV法）」を平成13年に制定しています。さらに、平成27年には、働くことを希望する女性が職業生活において、その個性と能力を十分に発揮して活躍できるよう「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定しています。

(2) 本県の動き

本県では、昭和63年に女性の地位向上と福祉の増進に向けた総合的な女性行政の指針である「21世紀をめざすふくい女性プラン」の策定以来、平成7年に女性総合センターと生涯学習センターの複合施設である生涯学習館を開館し、男女共同参画を進める女性の活動拠点として整備し、さらに民間と行政の連携協力により（財）ふくい女性財団を設立しています。

平成14年には国の男女共同参画基本法に基づいた「福井県男女共同参画計画」を策定するとともに、男女共同参画推進の基本となる「福井県男女共同参画推進条例」を制定しています。

現在は、平成29年3月策定の「第3次福井県男女共同参画計画」に基づき、女性の就業率や共働き世帯の割合が全国トップクラスという、本県の特長を踏まえながら、男女共同参画の実現に向けた諸施策を総合的かつ、計画的に進めていくところです。

(3) 本市の動き

本市は、他市に先駆けて、男女共同参画推進の取組を積極的に展開してきました。

平成11年、国が「男女共同参画基本法」を制定するまでは、「男女の人権」や「女性の地位向上」、「女性への差別」、「女性の社会参加」などについて、重点的に取り組んできました。平成元年に「福井女性元年」を宣言し、本格的な取組を開始しました。平成2年に、問題意識を持つ女性たちが集まり学習会などを通してネット網を構築し、「福井女性ネットワーク」を設立しました。現在は、名称を変更し「福井男女共同参画ネットワーク」として積極的に活動を続けています。そして、福井女性元年の宣言から10年目となる平成10年に、北陸初・全国14番目となる「男女共同参画都市宣言」を制定しています。この宣言文は「男女でつくる地域推進フォーラム」に参加した市民4千人の話し合いから生まれたものです。

平成11年に「男女共同参画基本法」が制定されて以降は、男女共同参画社会の実現に向け、市長を本部長とする「福井市男女共同参画推進本部」を設置し、全庁的に取り組んでいます。さらに平成15年には、性別による固定的な役割分担意識やそれに伴う社会制度、慣行をさらに改革していくため「男女共同参画社会をめざす福井市条例」を制定しています。

本市の「男女共同参画基本計画」においては、平成4年から5年毎に社会情勢の変化等を勘案しながら見直しを行っています。第1次計画では「女性の自立や男女平等」、第2次計画では「男女の対等なパートナーシップ」、第3次計画では「男女がともにあらゆる分野へ参画」、第4次計画では「市民、市民組織、事業者、行政の協働及び連携による男女共同参画推進」を重点に進めてきたところです。

これまでの取組により、本市における男女共同参画意識の醸成は着実に進んでいるものの、依然としていくつかの課題も残っています。第5次計画では国や県の男女共同参画計画にも注視しながら、これまでの成果と課題を踏まえ、各施策を総合的かつ計画的に展開していきます。

2 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

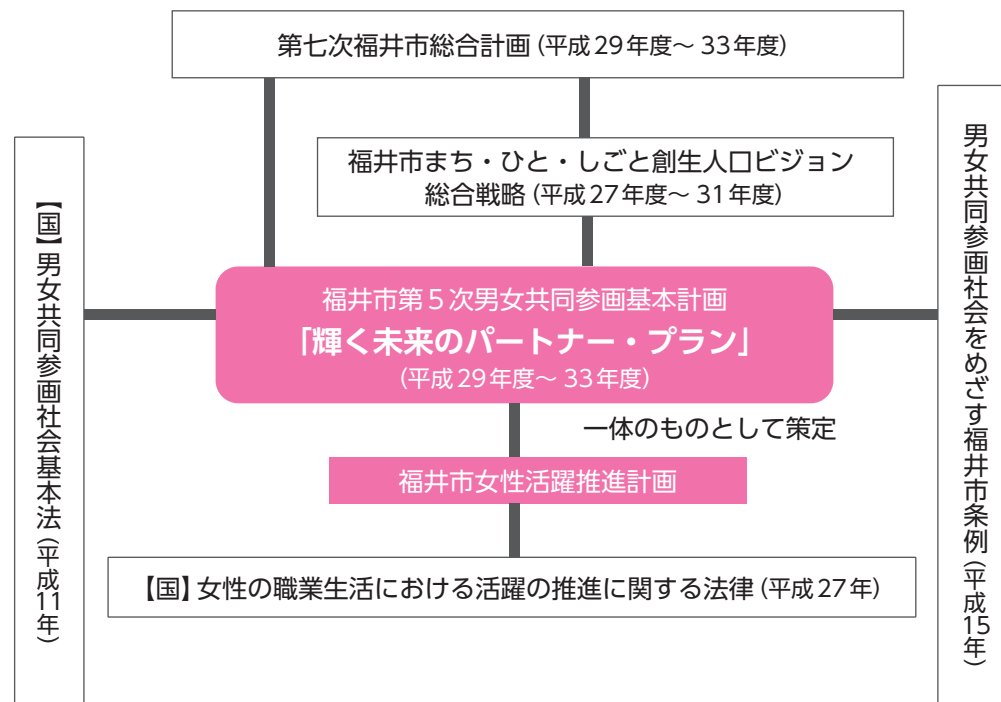
本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「男女共同参画社会をめざす福井市条例」に基づき、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として位置づけます。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が平成27年8月に成立したことを受け、女性の活躍推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画としても位置づけるものとします。

(2) 本市の各計画との関係

本計画は、福井市総合計画を上位計画とし、その中で示された将来像を具体化する一つの計画として位置づけるものです。

また、「福井市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」における、「まち」「ひと」「しごと」の好循環を生み出していくための取組としても推進します。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から33年度までの5年間とします。

3 福井市第4次男女共同参画基本計画の取組と課題

前計画（福井市第4次男女共同参画基本計画）の4つの実践目標ごとに、取組と問題点等を整理します。

実践目標 1

男女が対等に参画する機会の確保

取組

社会のあらゆる分野の意思決定の場に男女が対等に参画できるよう、意識啓発事業や、審議会等への女性登用・雇用均等・待遇の確保の促進事業等を行ってきました。

問題点と課題

職場内において男女が対等に参画できる機会は少しずつ増えてきましたが、組織運営やしきたりなど、今もなお男性優位で進められている分野が残っています。女性が参画する機会の確保のため、女性特有の視点や価値観を生かせる部署・役職への適切な配置、管理職への登用、雇用環境への改善、女性の起業等への支援など、今後もさらに、官民一体となって取り組んでいく必要があります。

◎ 関連データ

● 男女が対等に働くために必要なこと ●

< 5割から6割を占める意見 >

- 「結婚や出産に関わらず、働き続けられる職場づくりを進めること」
- 「男女ともに、能力を発揮できる配置を行うこと」

< 前回（H22）の調査と比べ、大きく伸びている意見 >

- 「男性中心の組織運営を見直し、女性の管理職への登用を進めること」

● 女性が管理職になりたくない理由 ●

- 20代 → 「責任が重くなるのが嫌だから」
- 30代以降 → 「仕事と家庭の両立が困難だから」
「自分の能力に自信がないから」

（平成27年「男女共同参画に関する福井市民意識アンケート調査」）

実践目標 2

女性の社会参画を促進するための条件整備

取組

女性の社会参画を促進するために、仕事と生活の調和の推進や男性の長時間労働の削減などの働き方の見直しを目指し、意識啓発事業や就労環境の整備促進事業等を行ってきました。

問題点
と
課題

女性が社会参画するためには、仕事と生活の両立を応援する職場環境づくりと男女がともに家事や育児等に携わる家庭環境づくりが重要です。今後は、仕事と生活の調和の実現に向け、職場においては、勤務時間の弾力化や労働時間の短縮、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりを推進するとともに、家庭生活においては、男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成を図る必要があります。

◎ 関連データ

● 女性の社会参画が進んでいない理由 ●

<多かった意見>

- 「社会全般に男は仕事、女は家庭という認識があるから」
- 「女性の社会進出を支える条件整備が不十分だから」
- 「女性自身が社会進出に消極的だから」

● 男女がともに家事・育児・介護に携わるために必要なこと ●

<5割から6割を占める意見>

- 「仕事と家庭の両立ができるように社会全体の仕組みを改めること」
- 「家庭で、家事・育児・介護の分担について十分話し合うこと」
- 「家庭で、子どもに男女の区別なく家事・育児・介護に携わることの必要性を教えること」

<前回（H22）の調査と比べ、大きく伸びている意見>

- 「職場で、勤務時間の弾力化、労働時間の短縮、育児・介護休暇の普及等を図ること」、「学校で、児童や生徒に、男女の区別なく家事・育児・介護に携わることの必要性を教えること」

● 男性の育児休業・介護休業の取得率が低い理由 ●

- 「職場の理解が得られないから」 → 7割
- 「仕事の評価や配属に影響するから」 → 6割
- 「取得した場合、経済的に苦しくなるから」 → 5割

（平成27年「男女共同参画に関する福井市民意識アンケート調査」）

実践目標 3

男女共同参画意識の醸成

取組

男女平等や男女共同参画の意識の醸成を図るため、学校教育における男女平等教育や、市民・市民組織・事業所等に向けた男女共同参画に関する学習の機会を提供してきました。

問題点
と
課題

男女平等や男女共同参画の意識の醸成は着実に進んでいるものの、社会通念・慣習・しきたり、政治の場等において男性中心で進める意識が今もなお、根強く残っています。

今後も継続して、男女平等や男女共同参画の意識の醸成を図っていく必要があります。

◎ 関連データ

● 男女平等意識を育てるために学校教育で必要なこと ●

<9割を超える意見>

- 「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるように配慮する」
- 「男女ともに、衣食住に関わる知識や技術、保育・介護の教育を充実させる」

● 各分野における男女平等意識 ●

<男性の方が優遇されていると感じる分野（いずれも6割を超える意見）>

- 「社会通念・慣習・しきたりなどで」、「政治の場で」、「家庭生活の場で」

※女性の方が男性より強く男性優遇を意識していることがわかる。

これらの項目は、前回（H22）の調査と比べ、男性の方が優遇されていると感じる割合が若干増えている。

（平成27年「男女共同参画に関する福井市民意識アンケート調査」）



実践目標 4

健康で安定した生活の確保と不安の軽減

取組

いきいきと暮らす社会を実現するためには、男女が互いに、その個性と能力を十分に発揮するとともに、男女の人権を正しく理解しなければならないことから人権講座などを行ってきました。また、健康で安定した生活の確保と不安の軽減が基本的条件であることから、市民のライフスタイルに応じた健康教育や検診、相談事業も行ってきました。

問題点と課題

男女の性別に関わらず人権を尊重し、相手に対する思いやりを持つことは男女共同参画社会の形成を目指す上で最も重要です。また、女性や子ども、高齢者、障がい者などに対する暴力を防止・根絶し、生活の安定に向けた取組が必要です。さらに、女性が安心して子どもを産み育てられる環境づくりや、市民が生涯を通じて健康に暮らせる環境づくりが必要です。

◎ 関連データ

● セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス ●

- 「自分が受けたことがある」
- 「身近で見聞きしたことがある」



5年前より増加

＜被害を受けても相談機関に相談しなかった＞ → 5割

(平成27年「男女共同参画に関する福井市民意識アンケート調査」)

● 女性に多いがんの検診受診率 ●

- 大腸がん H 23 (20.8%) → H 27 (22.5%)
- 子宮がん H 23 (35.8%) → H 27 (36.5%)
- 乳がん H 23 (23.5%) → H 27 (28.4%)

無料クーポンの発行や未受診者には、再勧奨するなどして受診率を上げている。

(平成23年度・平成27年度「福井市保健衛生統計」)

第 2 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念及び基本目標

基本理念

全国に誇れる「男女共同参画都市」ふくい

本市は、北陸で初めて「男女共同参画都市福井宣言」を制定するなど、他市に先駆けて男女共同参画を推進するための取組を積極的に展開してきました。

本計画においては、その宣言制定当時の市民一人ひとりの思いに立ち返り、男女があらゆる分野とともに参画するとともに、地方創生の鍵となる女性が真に活躍できる、みんなが輝く未来の福井市を目指します。

基本目標

基本理念に基づき、男女共同参画を推進していくための目標として、次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標Ⅰ．あらゆる分野における女性の活躍

基本目標Ⅱ．仕事と生活の調和が図られた社会の実現

基本目標Ⅲ．男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

基本目標Ⅳ．安全・安心な暮らしの実現

基本理念

全国に誇れる「男女共同参画都市」ふくい

基本目標Ⅰ

＜あらゆる分野における女性の活躍＞

現在、職場等における多様化した課題の解消には、男性中心で進められる政策や方針決定過程へ女性も参画し、意見を十分に反映させる社会づくりが必要です。

本市においては、子育てをしながら仕事を続ける女性が多い一方で、女性の管理職が少ない状況にあります。

そこで、子育てをしながら働く女性をはじめ、すべての女性が個性と能力を十分に発揮できる福井を目標として掲げ、全国に誇れる福井を目指します。

基本目標Ⅱ

＜仕事と生活の調和が図られた社会の実現＞

本市の女性があらゆる分野において活躍するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めることが最重要課題です。

しかしながら、男性の長時間労働を前提とした現在の働き方は、結果として、家事・育児・介護等による女性の負担が増える一因となっています。

そこで、職場における働き方の見直し及び男性の家事・育児・介護への参画促進等、ワーク・ライフ・バランスを進め、真に女性が活躍できる福井を目指します。

基本目標Ⅲ

＜男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成＞

男女共同参画社会の実現に向け、幼少期から高齢者まで幅広く、男女共同参画意識の醸成を図る必要があります。

しかしながら、社会通念・慣習・しきたり・政治の場において、男性中心で進める意識が今もなお、根深く残っています。

そこで、男女共同参画意識の醸成を図るため、学校教育や地域活動の中で、市民と一丸となって取り組んでいきます。

基本目標Ⅳ

＜安全・安心な暮らしの実現＞

男女が、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らす社会を実現するためには、心身ともに健康を維持することはもとより、男女の人権を尊重しなければなりません。

しかしながら、女性をはじめ、子どもや高齢者などが暴力を受ける割合が増加しているのが現状です。

そこで、市民一人ひとりが生涯、健康で幸せを実感しながら暮らせる福井を目指し、積極的に取り組んでいきます。

2 計画の体系

本計画の基本理念の実現を図るため、4つの基本目標を掲げ、基本目標ごとに施策の方向及び基本的施策を設定し、総合的かつ計画的に取り組みます。



第 3 章

施策の方向

基本目標 I

あらゆる分野における女性の活躍

基本目標

I. あらゆる分野における女性の活躍

施策の方向

1. 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

2. 雇用の分野における男女共同参画の推進

3. 女性の職域拡大と起業等への支援

基本的施策

① 意思決定過程への女性参画の拡大

② 事業所等における女性の活躍推進

③ 男女雇用機会均等の推進

④ 女性の再就職等の支援

⑤ 女性が活躍できる場の創出と情報の発信

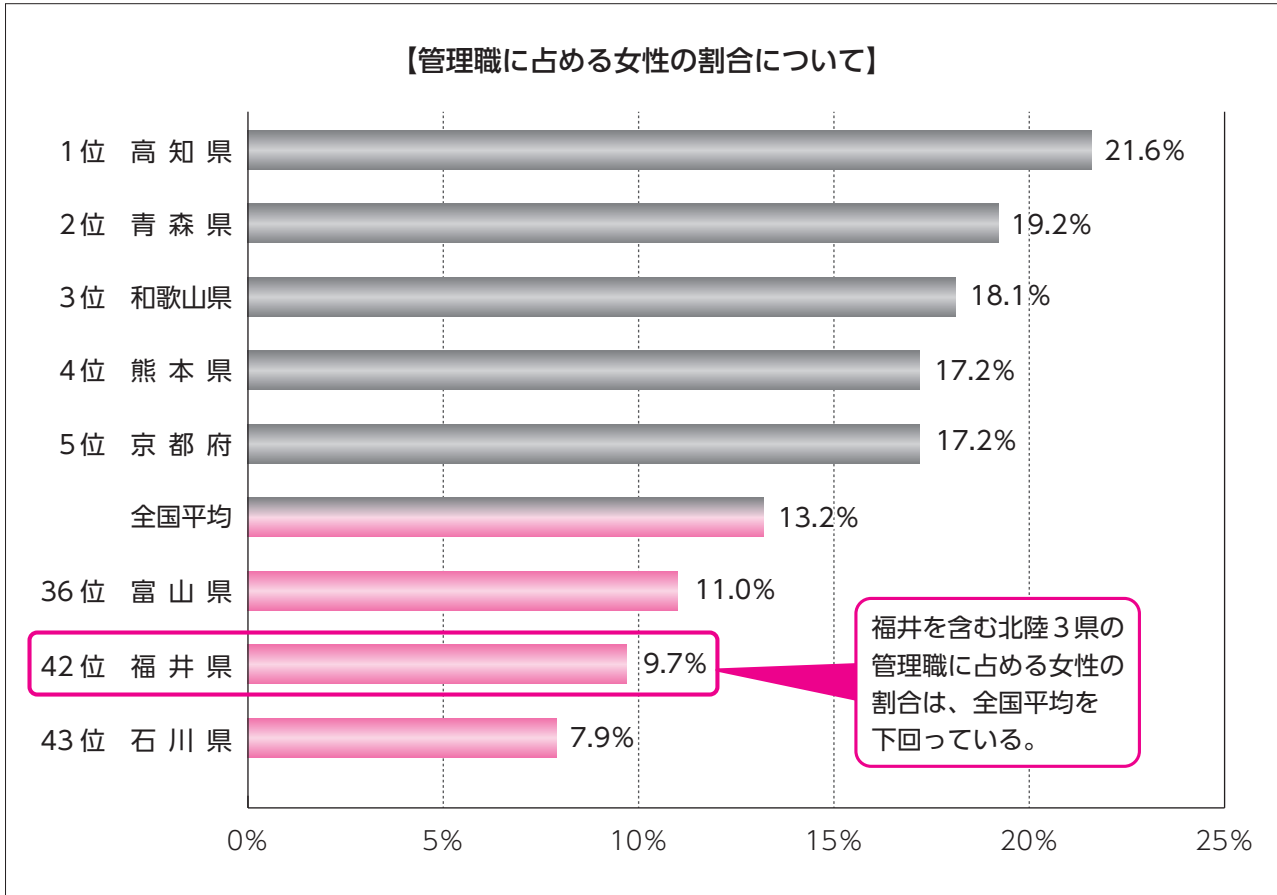
⑥ 女性の起業への支援

施策の方向1 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

行政、事業所や団体等、あらゆる分野の組織が様々な課題に対応しながら、維持・発展していくためには、男性中心で進められてきた政策や方針決定過程において、女性の視点を十分反映しながら、多様化している課題に取り組んでいくことが重要です。

近年では、全国的に女性の社会進出が進み、本市においても女性が様々な分野で活躍する場が広がってきています。しかし、個性と能力を十分に発揮しながら活躍している女性はまだまだ少なく、管理職の地位に占める女性の割合を見ても、本県は全国に比べ低い状況にあります。

また、大規模な事業所等においては、女性リーダーの育成など、女性の活躍推進に向けた取組が進んできていますが、中小規模の事業所等においては、重要な意思決定過程では、まだまだ男性中心で進められているのが現状です。



(平成28年 福井労働局「グラフで見る福井県の女性労働」)

重点ポイント

- 意思決定過程への女性参画の推進
- 管理職の地位に占める女性の割合の向上
- 行政、事業所や団体等における女性リーダーの育成
- 女性の意識の改革

基本的施策

① 意思決定過程への女性参画の拡大

《具体的な取組》

- 各種審議会、委員会等において、男女別の委員の数が均衡するよう努めます。
- 女性がさらに活躍できるよう、事業所等における女性社員の管理職への積極的な登用を促します。
- 女性の積極的な参画を推進します。

② 事業所等における女性の活躍推進

《具体的な取組》

- 市の女性職員のキャリア形成に努めます。
- 各種講座やセミナー等を実施し、女性の意識改革やリーダー的役割を担う女性の育成につなげていきます。

数値目標

成果指標	現状(直近値)	目標値(平成33年度)
市内における「ふくい女性活躍推進企業」※の登録数	56社 (平成27年度)	平成33年度末までに 150社

女性の管理職登用やリーダー的役割を担う女性の増加につなげる指標。

※＜ふくい女性活躍推進企業＞

県が平成27年度から取り組んでいる事業であり、女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業を「ふくい女性活躍推進企業」として登録するとともに、その活動を支援する。

成果指標	現状(直近値)	目標値(平成33年度)
審議会・委員会等における女性の登用率	33.5% (平成27年度)	40.0%

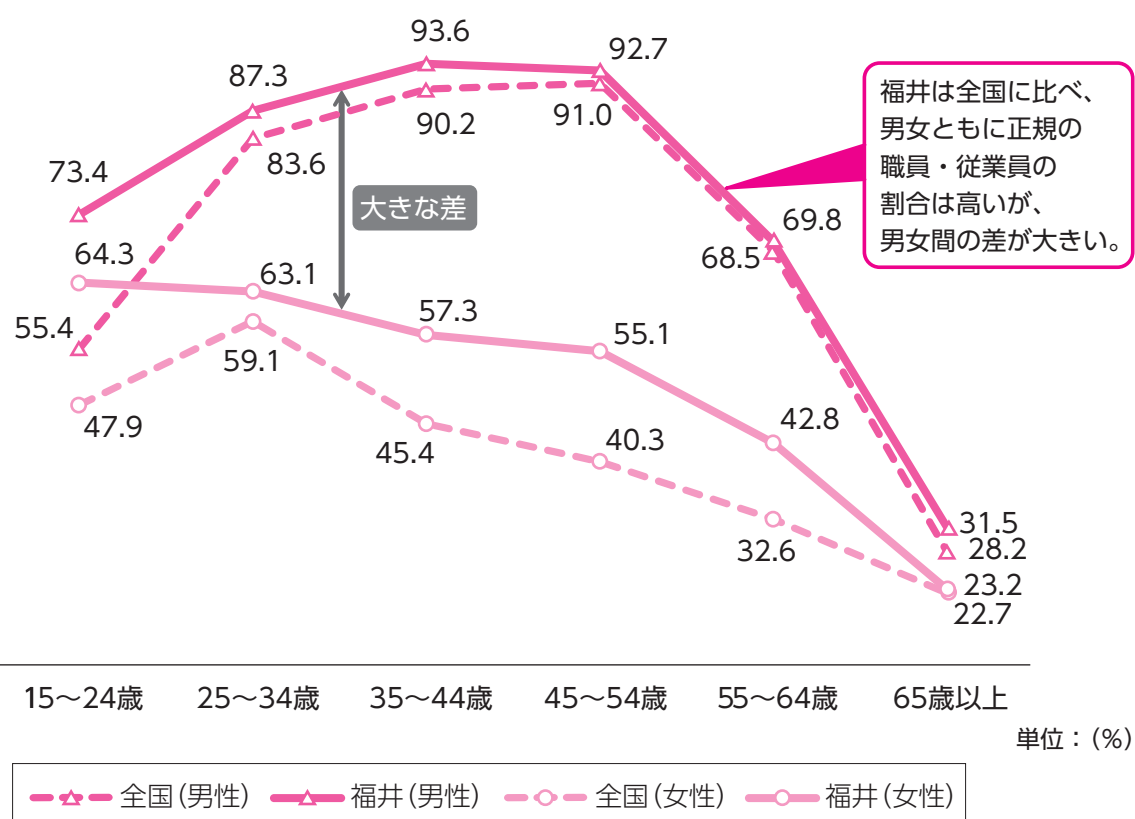
施策の
方向2

雇用の分野における男女共同参画の推進

本市において、結婚・出産後も働きたいと考える女性は、年々増加傾向にあります。しかし、職種によっては、結婚や子育てを機に仕事を辞めざるを得ない状況にあります。また、採用、人事配置や昇任、賃金や雇用形態といった面で性別による格差がある事業所等も少なくありません。

今後さらに人口減少が進むと予測される中、「女性の力」を最大限に発揮できるよう、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保と女性の再就職等への支援に努める必要があります。

【福井県と全国における正規の職員・従業員の割合比較について】



(平成27年「福井県就業実態調査年報」)

重点ポイント

- 男女間での賃金格差、雇用形態や労働条件等の是正
- 女性の再就職等に向けた支援の強化

基本的施策

③ 男女雇用機会均等の推進

《具体的な取組》

- 事業所に向け、情報提供等を行い男女雇用機会均等の推進を図ります。

④ 女性の再就職等の支援

《具体的な取組》

- 結婚・出産・子育て等で離職した女性の再就職に向け、支援します。

数値目標

成果指標	現状(直近値)	目標値(平成33年度)
再就職支援セミナー等への女性参加者数	61人／年 (平成27年度)	5年間で 500人

子育て等で離職していた女性が、再就職に向けて不安や悩みを解消し、スムーズな再就職につなげる指標。

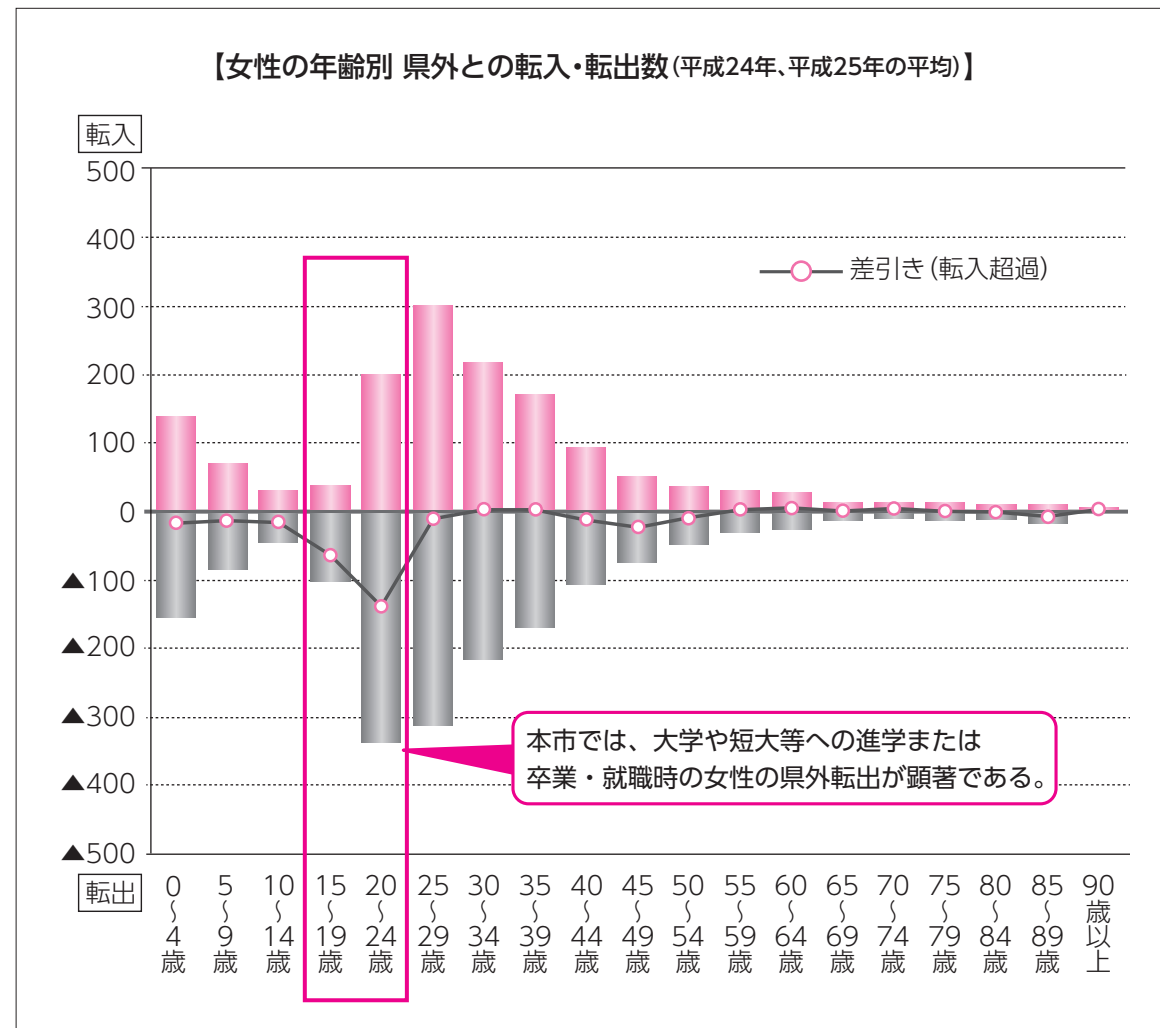


施策の
方向3

女性の職域拡大と起業等への支援

本県は人口10万人あたりの社長輩出数で34年連続全国第1位である一方、女性の社長率は低迷しています。要因としては起業を目指す女性が、機会、ノウハウ、資金不足などの面で悩んでいることが考えられます。

また近年、地方から都市部への人口流出は、特に若い女性に顕著であることから、福井においても、女性の活躍の場を創出することで、女性が地域に魅力を感じるとともに、自身の居場所を見出し、定住することにつながっていくと考えられます。



(平成27年「福井市 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」)

重点ポイント

- 女性が活躍できる場の創出
- 女性の就業に向けた情報の発信
- 起業に向けた相談体制の充実

基本的施策

⑤ 女性が活躍できる場の創出と情報の発信

《具体的な取組》

- 福井での「しごと創生」を主軸とした事業を展開し、都市圏からの女性のU・Iターンを促進します。
- 福井で暮らすことの魅力発信及び女性の活躍を推進します。
- 市内企業の情報発信などを通して、女性の就職を応援します。
- 農林水産業を希望する女性のU・Iターン者に対し、福井の農林水産業の魅力を発信します。
- 働く女性が業種や職種、年齢等の枠を超えて、ともに学び、自由に意見交換できる場を創出します。

⑥ 女性の起業への支援

《具体的な取組》

- 起業に関する情報を発信するとともに、起業を目指す女性を育成します。
- 女性による起業を促進するため、女性起業家を対象とした支援を行います。

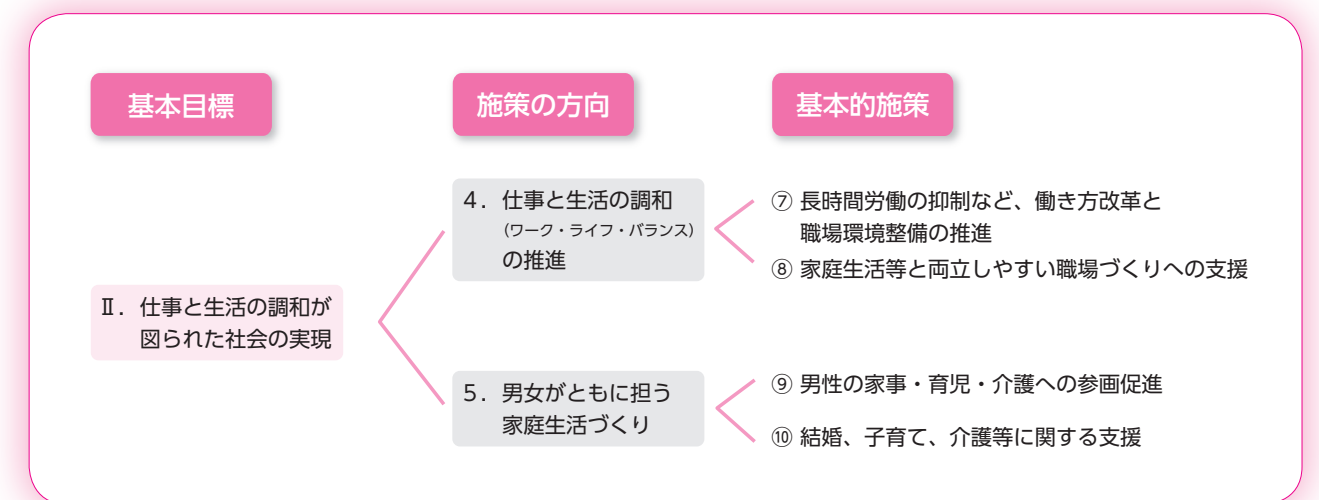
数値目標

成果指標	現状(直近値)	目標値(平成33年度)
女性起業家への財政的支援件数	20件/年 (平成28年12月現在)	5年間で 150件

充実した財政的支援メニューを組むことによって、女性による起業を促進する指標。

基本目標Ⅱ

仕事と生活の調和が図られた社会の実現



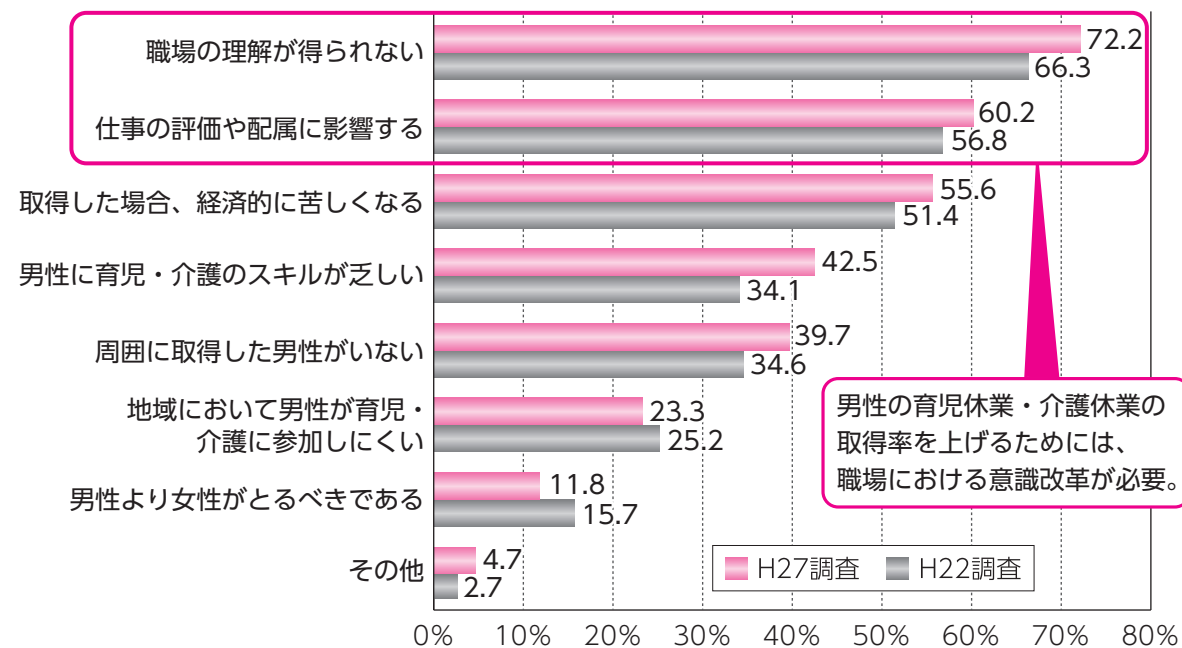
施策の
方向4

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

女性の活躍を推進していくためには、働きたい女性が仕事と子育て・介護等との二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮し、働き続けることができるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図ることが重要です。特に男性の長時間労働を前提とした現在の働き方は、結果として、家事・育児・介護等による女性の負担が増える一因となっています。

これまでの働き方を抜本的に見直し、男女がともに自らの希望に応じた形で、職業生活と家庭生活の両立を図ることが重要です。また、男性の意識改革をはじめ、経営者や管理職がそれぞれの職場において、長時間労働の抑制など働き方の見直しや、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を進めていく必要があります。

【男性の育児休業・介護休業の取得率が低い理由について】



男性の育児休業・介護休業の取得率を上げるためには、職場における意識改革が必要。

福井県の育児休業取得率(平成27年度調査)
(男性:1.2%、女性:92.9%)
福井県の介護休業取得率(平成27年度調査)
(男性:0.035%、女性:0.120%)
「福井県勤労者就業環境基礎調査報告書」

(平成27年「男女共同参画に関する福井市民意識アンケート調査」)

重点ポイント

- ・男性の意識改革の促進
- ・職場における働き方改革の促進
- ・事業所等におけるワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組への支援
- ・イクボスの育成

基本的施策

⑦ 長時間労働の抑制など、働き方改革と職場環境整備の推進

《具体的な取組》

- 男女がともに仕事と子育てを両立できるよう、職場の環境整備や子育てへの意識啓発を図ります。
- 企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促進します。

⑧ 家庭生活等と両立しやすい職場づくりへの支援

《具体的な取組》

- 働きやすい職場環境への改善に対する支援や育児・介護休業制度等の利用促進を図ります。

数値目標

成果指標	現状(直近値)	目標値(平成33年度)
子育てファミリー応援企業への登録数	143社 (平成27年度)	平成33年度末までに 200社

企業に向け「子育てファミリー応援企業」への登録を促進することによって、子育てと仕事が両立できる職場環境整備につなげる指標。

施策の
方向5

男女がともに担う家庭生活づくり

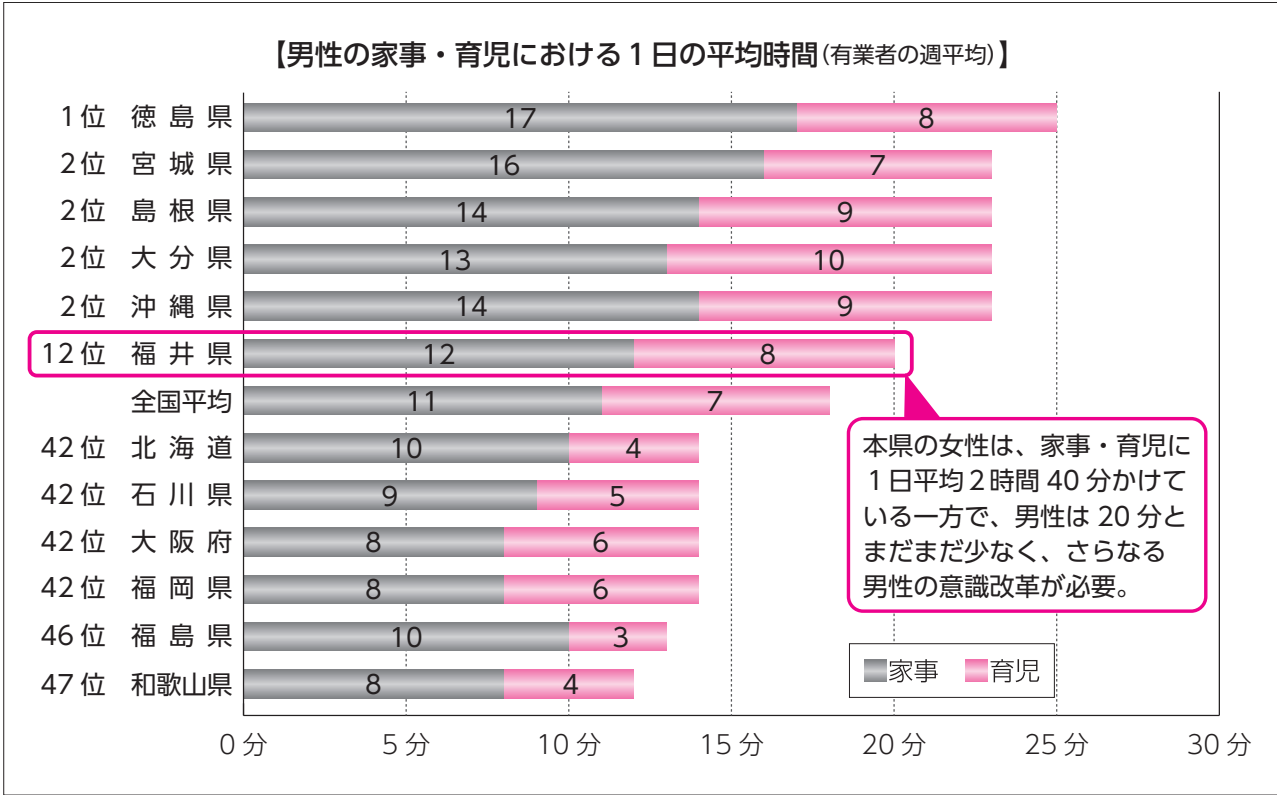
本県は、全国と比べ育児中の女性の有業率が高いことや共働き世帯が多いことが特長として挙げられます。その背景には、保育園や認定こども園の整備が進んでいるため、待機児童がゼロであることや、放課後児童会の取組が充実していること、三世帯同居率が高く祖父母の支援が受けやすいことなどにより、女性が働きやすい環境であると考えられます。

一方で、福井の女性は、家事や育児、介護に携わる時間が長く、結果的に家庭生活を優先せざるを得ない状況にあります。その反面、福井の男性は、仕事を優先する傾向にあり、イクボスやイクメンはまだまだ少ないのが現状です。

今後は、晩婚化、晩産化の進行に伴い、子育てと介護が同時進行する「ダブルケア」に直面する女性の増加が予想されます。

性別に関わらず、男女がともに協力しながら、家事や育児、介護に携わり、仕事と家庭を両立していくためには、女性を取り巻く男性の意識改革が必要です。

また、安心して結婚、子育て、介護等に取り組めるよう、支援体制の充実を図ることも重要になってきます。



(平成23年「社会生活基本調査」)

重点ポイント

- ・男性の家事、育児、介護への参画意識の改革
- ・子育てや介護等に関する相談や支援体制の充実

基本的施策

⑨ 男性の家事・育児・介護への参画促進

《具体的な取組》

- 男性の家事・育児・介護への参画を働きかけます。

⑩ 結婚、子育て、介護等に関する支援

《具体的な取組》

- 結婚につなげていくための支援を行います。
- 男女がともに介護に関する知識や理解が深まる場を提供します。
- 子育て中の親に対し、講座や相談を受ける機会の充実を図ります。
- 子育て家庭の負担を軽減するため、きめ細かに子育てをサポートします。
- 祖父母世代に対する「孫育て」の意識を醸成し、孫育てを支援します。
- 親が安心して働き続けられるよう、留守家庭児童の放課後の居場所を整備します。

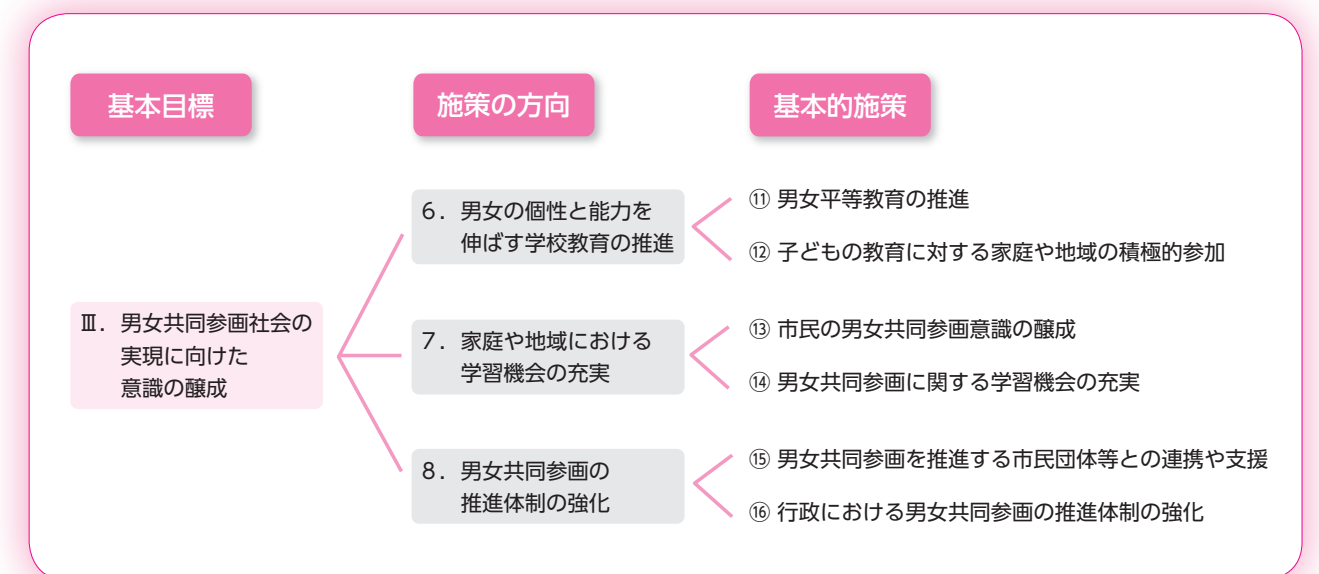
数値目標

成果指標	現状(直近値)	目標値(平成33年度)
男性の家事・育児への参画時間	20分／日 (平成23年度)	30分／日

総務省の「社会生活基本調査」によると、有業者の1日の生活時間における男性の家事・育児への参画時間の福井県の平均は、20分となっている。そこで、朝の忙しい時間帯に、今より10分(1日平均30分)、男性が家事・育児へ参画するよう働きかけ、女性の負担軽減を図り、女性の活躍を推進する指標。

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成



施策の
方向6

男女の個性と能力を伸ばす学校教育の推進

男女が性別に関わらず、一人ひとりが自分の個性や能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現が求められる中、本市は平成元年から固定的な性別役割分担意識の解消に向け、中でも、幼少期から男女平等意識を育てることが肝要と考え、学校教育の場において男女平等教育に積極的に取り組んできました。

近年、本県の子どもたちが、「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」で毎年トップクラスの成績を収めるなど、全国的にも注目が集まっていますが、その子どもたちの個性と能力を生かした男女平等教育の推進に、長年に渡り地道に取り組んできた結果だと言えます。

平成27年の市民意識アンケート調査の結果でも、「男女平等意識を育てるために学校教育で必要なこと」として、「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるように配慮する」と回答した人の割合が9割を超えるなど、今後も学校教育の場において、男女が互いに尊重しながら学びあう意識の醸成を図ることが求められています。

また、子どもたちの個性と能力を生かした教育環境が持続する社会づくりを行っていくためには、学校と家庭や地域が連携を図っていくことが重要です。

重点ポイント

- 男女平等教育の充実
- 学校、家庭、地域の連携と協力体制の構築

基本的施策

⑪ 男女平等教育の推進

《具体的な取組》

- 学校教育において、男女が互いに尊重しながら学びあう意識の醸成を図ります。

⑫ 子どもの教育に対する家庭や地域の積極的参加

《具体的な取組》

- 男女共同参画に関する出前講座を通して、幼少期から男女共同参画意識の醸成を図ります。
- 図画ポスターなどの創作活動を通して、幼少期から男女共同参画意識の醸成を図ります。

数値目標

成果指標	現状(直近値)	目標値(平成33年度)
学校教育の場において 男女平等になっていると思う割合	53.5% (平成27年度)	60.0%

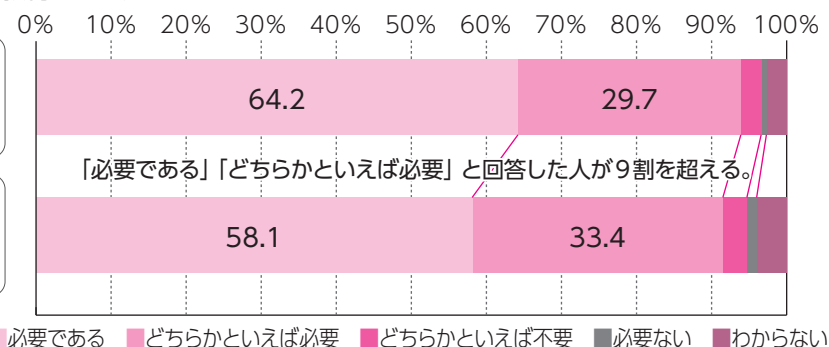
20歳以上の市内在住2,500人(無作為抽出)を対象にした「男女共同参画に関する福井市民意識アンケート調査」で、普段の生活の各分野における男女の平等感に関する設問について、「学校教育の場で男女平等」と実感できる市民が増えるよう、男女平等意識の醸成を図る指標。

【子どもの教育と育て方について】

<男女平等意識を育てるために学校教育で必要なこと>

生活指導や進路指導において、
男女の区別なく能力を
生かせるように配慮する

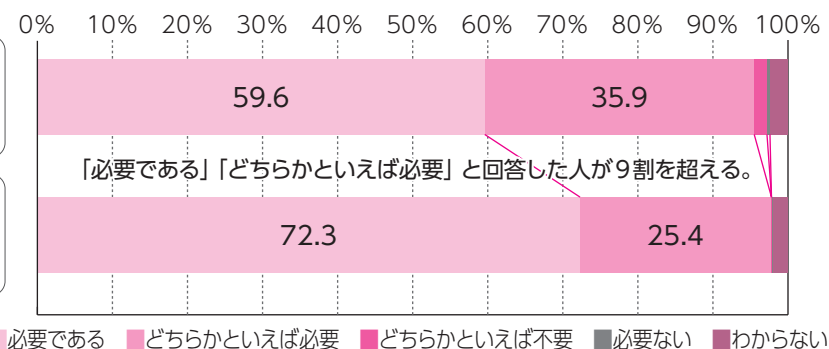
異性を思いやる気持ちの大切さを
教える教育を充実させる



<子どもの育て方について>

性別に関わらず、炊事、洗濯、
掃除などの家事の技術を
身につけるように育てたい

性別に関わらず、
生まれ持った個性、才能を
可能な限り生かして育てたい



(平成27年「男女共同参画に関する福井市民意識アンケート調査」)

施策の
方向7

家庭や地域における学習機会の充実

本市では、公民館を小学校区ごとに設置し、生涯学習の場はもとより地域活動の拠点として位置づけています。

各公民館では、家庭教育事業、市民のニーズや地域課題の解決に向けた事業など多様な教育事業を提供し、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、地域住民や各種団体が交流する地域コミュニティの中核的な活動拠点として市民に親しまれています。

また、本市では、市内全49地区の公民館から推薦を受けた男女各1名(全98名)の男女共同参画推進員が中心となって、8つの公民館ブロックごとに意識啓発活動を行うことで、家庭や地域における男女共同参画意識の醸成に努めています。

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画について学ぶことができる機会の提供や施設の機能充実を図り、より多くの市民の男女共同参画意識の醸成につなげていくことが今後必要です。



▲マナー＆コミュニケーション講座



▲子育てパパカレッジ

重点ポイント

- 市民の男女共同参画意識の醸成
- 男女共同参画に関する学習機会の提供

基本的施策

⑬ 市民の男女共同参画意識の醸成

《具体的な取組》

- 各地区の男女共同参画推進員が中心となって、地域住民の男女共同参画意識の醸成を図ります。
- 男女共同参画「市民フォーラム」を開催し、男女共同参画意識の醸成を図ります。
- 定期的に男女共同参画に関する情報を発信し、市民の意識の醸成を図ります。

⑭ 男女共同参画に関する学習機会の充実

《具体的な取組》

- 講演会やセミナー等を通して、男女共同参画について学ぶ機会を提供します。
- 公民館において、男女共同参画について学ぶ機会を提供します。

数値目標

成果指標	現状(直近値)	目標値(平成33年度)
男女共同参画講座・セミナー等への参加者数	1,310人／年 (平成27年度)	1,500人／年

男女共同参画について学ぶ機会を充実し、男女共同参画に関する意識の醸成を図る指標。

施策の
方向8

男女共同参画の推進体制の強化

本市では、平成13年より市長を本部長とする「福井市男女共同参画推進本部」を設置し、あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進を図っています。平成14年には学識経験者等で構成する「福井市男女共同参画審議会」を設置し、計画の進行管理や男女共同参画の重要事項について協議を行い、施策の推進や強化を図っています。

そして、市民・市民組織・事業所・行政がそれぞれの立場で理解を深め、一体的に行動していけるよう官民協働体制で取り組んでいます。

また、平成2年には市内の地域活動団体で構成する「福井男女共同参画ネットワーク」が結成され、本市と協働体制で男女共同参画社会の実現に向け、様々な事業を展開しています。当団体の会員は本市の審議会・委員会等へ参画し、幅広い分野において男女共同参画の視点を反映しながら活動しています。

男女共同参画社会の実現には、行政が単独で成しうることは難しく、今後も男女共同参画を推進する団体との交流や連携を図りながら、地域の課題解決に向けて、協働体制で取り組むことが重要です。



▲市長を囲んでわくわくトーク



▲福井男女共同参画ネットワーク1日県外研修

重点ポイント

- 男女共同参画を推進する市民団体等との連携や支援
- 庁内における男女共同参画の推進体制の強化

基本的施策

⑮ 男女共同参画を推進する市民団体等との連携や支援

《具体的な取組》

- 男女共同参画を啓発する企画団体を支援し、市民の意識の醸成を図ります。
- 福井男女共同参画ネットワークとの協働体制により、男女共同参画を推進します。

⑯ 行政における男女共同参画の推進体制の強化

《具体的な取組》

- 市民の代表とともに、男女共同参画に関する重要事項について調査、審議します。
- 市長が中心となり、男女共同参画に関する重要事項について調査、審議し、推進します。

数値目標

成果指標	現状(直近値)	目標値(平成33年度)
男女共同参画を推進する 市民団体等との情報交換会の開催数	5回／年 (平成27年度)	8回／年

福井男女共同参画ネットワークをはじめとする市民団体等と情報交換の機会を設けることによって、協働体制による男女共同参画の推進につなげる指標。



基本目標Ⅳ

安全・安心な暮らしの実現



施策の
方向9

人権の尊重

男女共同参画社会とは、個人の尊重や男女平等を前提とし、男女が社会のあらゆる分野で自立し、自分の存在に誇りを持つことができると同時に、一人の人間として認められる社会です。その実現には、性別による差別的扱いや性に起因する暴力等が根絶されなければなりません。

しかしながら、近年、女性や子ども、高齢者等に対する暴力をめぐる状況の多様化が進んでおり、人権侵害等の深刻な社会問題となっています。

本市においても、平成27年の市民意識アンケート調査の結果で、DV（ドメスティック・バイオレンス）やハラスメントについて、「自分が受けたことがある」や「身近で見聞きしたことがある」と回答した人の割合が増加傾向にあります。

あらゆる暴力の防止と根絶を目指し、市民に相談先等の情報を提供するとともに、誰もが被害者や加害者にならないよう認識を深めていくことが重要です。

さらに、人間らしい生き方、自己実現を可能にする人権の尊重という面から、高齢者や障がい者、ひとり親家族等、生活上の困難に陥りやすい人たちが安心して暮らせる環境の整備も併せて図っていく必要があります。



▲デートDV防止出前講座



▲情報モラル教室

重点ポイント

- 男女の人権等、様々な人権の理解の促進
- あらゆる暴力の防止に向けた意識の啓発
- 男女平等や人権問題に関する相談体制の充実
- 高齢者や障がい者、ひとり親家族等が安心して暮らせる環境の整備

基本的施策

⑰ 男女平等や暴力防止等のための意識啓発や相談窓口の充実

《具体的な取組》

- DVに関する講座を開催し、正しい知識の普及と予防に努めます。
- 人権相談や心配ごと相談等の各種相談による支援を行います。
- 暴力等に関する女性の相談に対し、関係機関と連携して対応します。
- 小中学生を対象に、正しい情報モラルを身につけさせることで、犯罪を未然に防ぎます。

⑱ 高齢者や障がい者、ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境整備

《具体的な取組》

- 生活困窮者に対し、社会的、経済的自立を支援します。
- 障がい者に対し、地域に根ざした相談支援体制を充実させます。
- ひとり暮らし等の高齢者に対し、掃除・買い物等のサービスを提供します。
- 保健、福祉、医療、介護に関する相談体制を充実させ、介護者への支援を行います。

数値目標

成果指標	現状(直近値)	目標値(平成33年度)
DVやハラスメント防止講座・セミナー等への参加者数	98人／年 (平成27年度)	200人／年

DVをはじめ、各ハラスメントの防止に関する講座やセミナーを、より多くの市民対象に効果的に開催することによって、あらゆる暴力の防止と根絶につなげる指標。

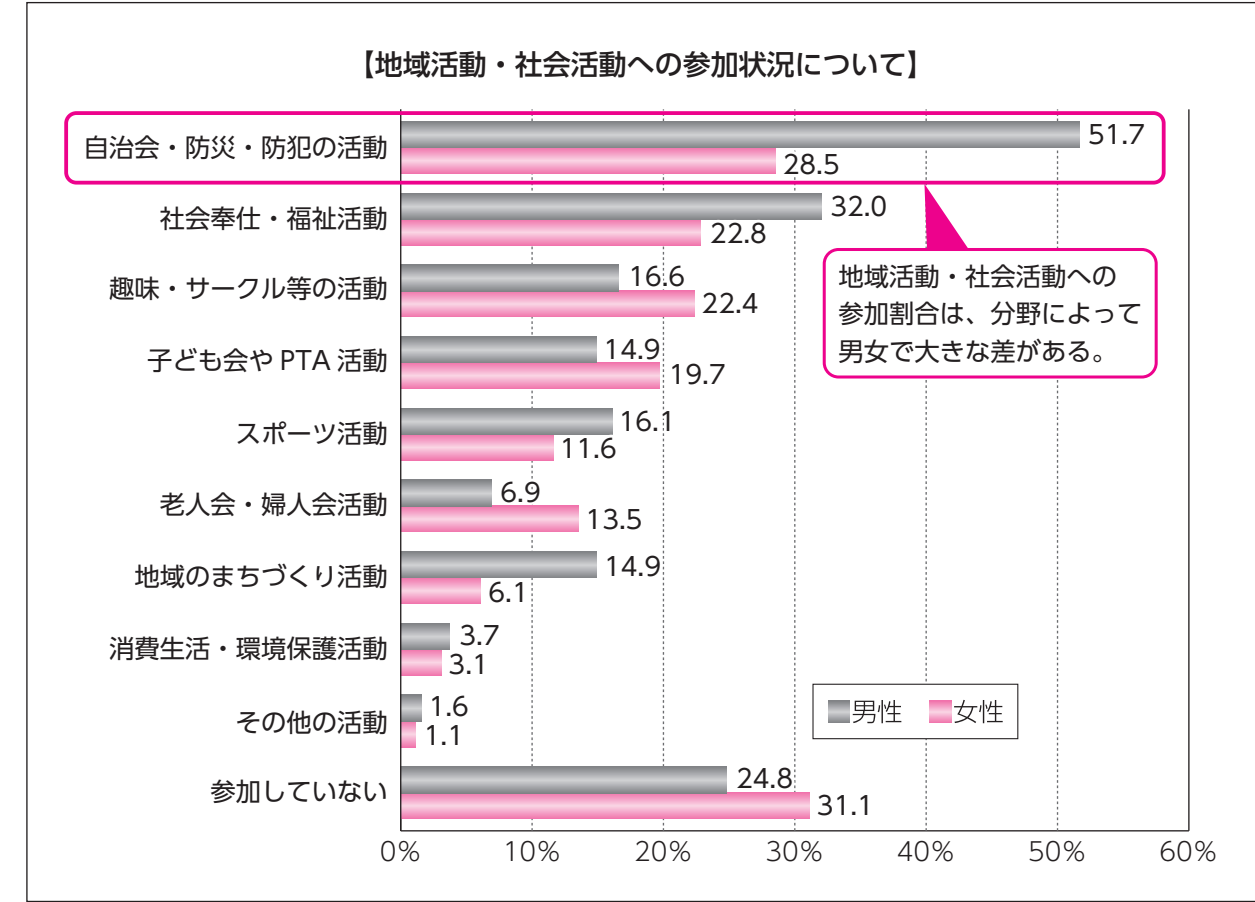
施策の
方向10

男女がともに担う地域社会づくり

活力ある地域社会を形成するためには、男女がともに担う地域社会の実現が不可欠です。そのためには、地域活動等への参加がどちらかの性に偏ることや、性別や年齢等により役割を固定化することがないように、地域活動等における男女共同参画を推進していくことが重要です。

しかしながら、平成27年の市民意識アンケート調査の結果では、地域活動等への参加状況について、「自治会・防災・防犯活動」、「社会奉仕・福祉活動」のいずれも、女性は男性に比べ参加割合が低くなっており、その背景には、地域活動等が未だに男性主導で取り組まれているため、女性が参加しにくい状況であると考えられます。

今後は、防災等の重点分野へ女性の参画を促し、女性の視点を取り入れた地域活動等を行うと共に、多くの市民の参画を推進していく必要があります。



(平成27年「男女共同参画に関する福井市民意識アンケート調査」)

重点ポイント

- ・ 防災等の重点分野における男女共同参画の推進
- ・ 地域活動等における男女共同参画の推進
- ・ 市民、市民団体、事業所等と行政の協働体制の強化

基本的施策

⑰ 地域活動等における男女共同参画の推進

《具体的な取組》

- 地域の魅力を生かし、男女がともに参画する住民主体のまちづくりを支援します。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、地域の課題やニーズの把握に努めます。

⑳ 防災等における男女共同参画の推進

《具体的な取組》

- 自主防災組織への女性の参画を図ります。
- 女性に対する防災知識及び技術の向上を図ります。
- 女性で組織する応急手当指導などを行う消防分団を結成し、消防団としての組織を強化します。
- 女性防火クラブの育成と活動を支援します。
- 災害時に男女がともに役割を担えるよう、訓練を行います。

数値目標

成果指標	現状(直近値)	目標値(平成33年度)
自治会など、地域活動における女性参加率	28.5% (平成27年度)	35.0%

「男女共同参画に関する福井市民意識アンケート調査」における地域活動・社会活動への参加状況に関する設問について、女性の「自治会・防災・防犯の活動」の参加が増えるよう働きかけることで、男女がともに参画し、活力ある地域社会の形成を目指す指標。

施策の
方向11

生涯を通じた健康づくり

少子高齢化が進展する中、すべての市民が生涯にわたり、心身ともに健康で生きがいを持ち、自立した生活を送りながら社会参画できることが大切です。

そのためには、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや市民の健康な生活を応援する取組が必要です。

本市では、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に力を入れており、保健衛生推進員や保健師、助産師と連携して、乳児を持つ全ての家庭への訪問を通じ、子育て相談や子育て支援サービスの情報提供を実施しています。

また近年では、男女ともに平均寿命や健康寿命が延びてきており、市民の健康への意識も高まっています。一方で、ライフスタイルの多様化から偏った食生活や運動不足を原因とする生活習慣病が全国的に増加しており、死亡の上位を占める要因ともなっています。

生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女がともに責任を担いながら、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らす社会を実現するための基本的な条件であり、男女が異なる健康上の問題に直面することにも留意しなければなりません。

特に、女性は妊娠や出産のほか、女性特有の疾病に見舞われるリスクがあるため、周りの男性の理解と協力が不可欠です。

今後は、妊娠や出産等に関する健康支援や、市民が生涯を通じて健康に暮らすための支援の充実を図っていく必要があります。



▲パパと遊ぼう 親子体操教室



▲離乳食教室

重点ポイント

- 妊娠や出産等に関する健康支援や相談支援の充実
- 女性特有の疾病から起こる症状等への啓発
- 様々な世代への健康管理の支援

基本的施策

⑪ 妊娠や出産等に関する健康支援

《具体的な取組》

- 安心して育児ができるよう、正しい知識の普及や情報提供に努めます。

⑫ 高齢者をはじめ、様々な世代に向けた健康づくりへの支援

《具体的な取組》

- 身近な活動拠点を利用した高齢者の健康づくりを支援します。
- 女性特有のがん検診の受診を勧奨します。
- 男女がともにスポーツを通じた健康づくりに取り組めるよう進めます。

数値目標

成果指標	現状(直近値)	目標値(平成33年度)
子宮がん検診の受診率	36.5% (平成27年度)	38.3%

女性が生涯を通して健康で暮らせるよう、20歳から対象となる、女性特有の疾患「子宮がん」の検診受診を勧奨する指標。

【参考】数値目標

本計画が着実に実行されるよう、11の施策の方向ごとに数値目標を設定し、男女共同参画の取組に対する推進状況を把握・評価し、公表していきます。

＜市の取組における数値目標一覧＞

	施策の方向	成果指標	現 状 (直近値)	目標値 (平成33年度)
1	政策・方針決定過程への 女性参画の拡大	市内における 「ふくい女性活躍推進企業」の 登録数	56社 (平成27年度)	平成33年度末までに 150社
		審議会・委員会等における 女性の登用率	33.5% (平成27年度)	40.0%
2	雇用の分野における 男女共同参画の推進	再就職支援セミナー等への 女性参加者数	61人／年 (平成27年度)	5年間で 500人
3	女性の職域拡大と 起業等への支援	女性起業家への 財政的支援件数	20件／年 (平成28年12月現在)	5年間で 150件
4	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の推進	子育てファミリー応援企業 への登録数	143社 (平成27年度)	平成33年度末までに 200社
5	男女がともに担う 家庭生活づくり	男性の家事・育児への 参画時間	20分／日 (平成23年度)	30分／日
6	男女の個性と能力を伸ばす 学校教育の推進	学校教育の場において 男女平等になっていると思う 割合	53.5% (平成27年度)	60.0%
7	家庭や地域における 学習機会の充実	男女共同参画講座・ セミナー等への参加者数	1,310人／年 (平成27年度)	1,500人／年
8	男女共同参画の 推進体制の強化	男女共同参画を推進する 市民団体等との情報交換会の 開催数	5回／年 (平成27年度)	8回／年
9	人権の尊重	DVやハラスメント防止講座・ セミナー等への参加者数	98人／年 (平成27年度)	200人／年
10	男女がともに担う 地域社会づくり	自治会など、地域活動に おける女性参加率	28.5% (平成27年度)	35.0%
11	生涯を通じた健康づくり	子宮がん検診の受診率	36.5% (平成27年度)	38.3%

第 4 章

計 画 の 推 進

1 推進組織

本計画の実行性を高めるため、男女共同参画の推進組織によって充実を図ります。

福井市男女共同参画推進本部

本市におけるあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進するため、市長を本部長とする「福井市男女共同参画推進本部」を設置し、重要事項について調査・審議し推進していきます。

福井市男女共同参画審議会

市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申するほか、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について調査・審議し、市長に対し意見を述べます。

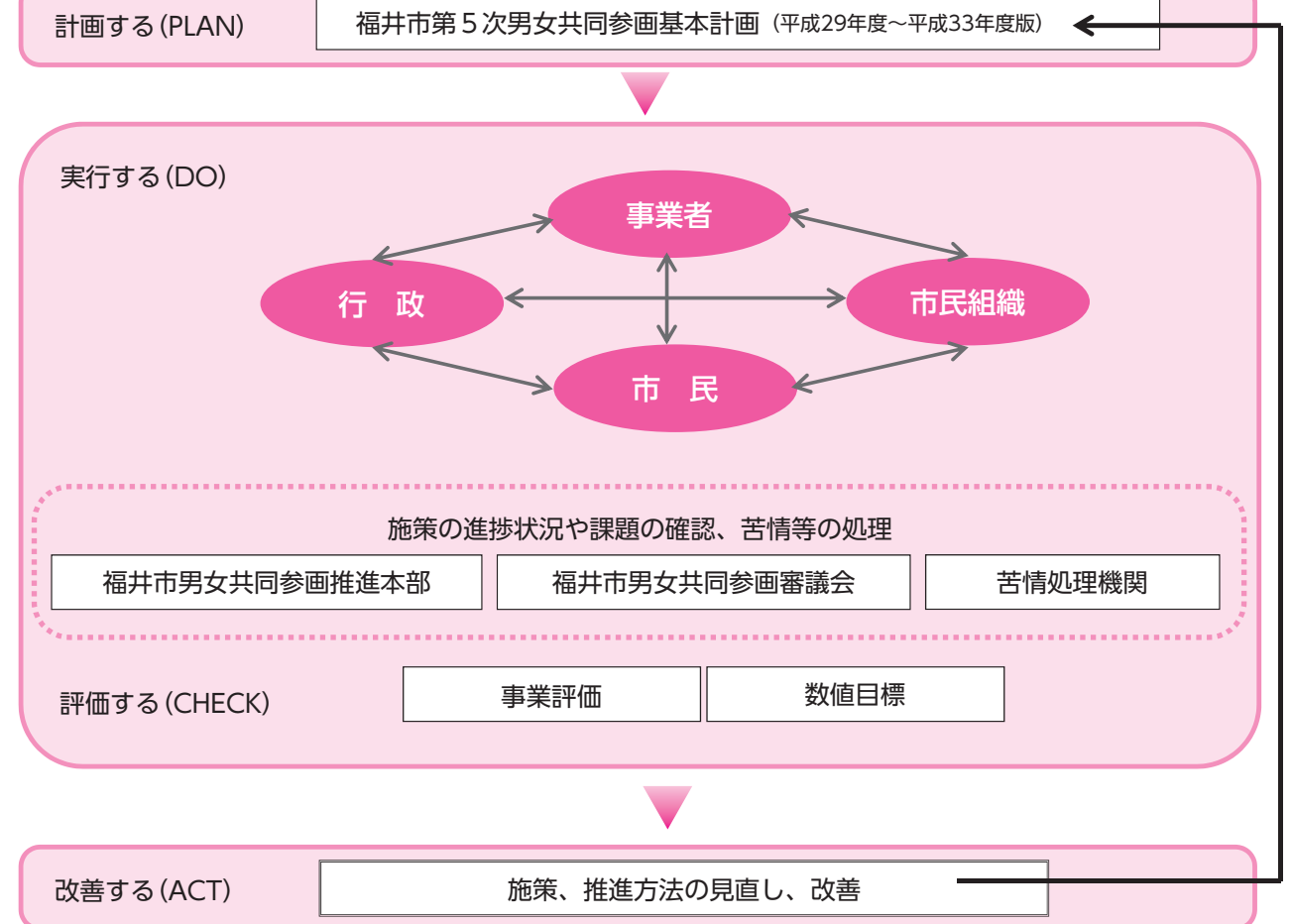
【男女共同参画社会をめざす福井市条例第24条】

苦情処理機関（福井市苦情処理委員会）

福井市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策等について、苦情、意見、相談等の処理を行います。

【男女共同参画社会をめざす福井市条例第27条】

2 計画の推進体制



3 計画の進行管理

- 計画の着実な進行と成果の見える化を目指します。
- 具体的な施策については毎年度、各事業を評価し、「福井市男女共同参画推進本部」及び「福井市男女共同参画審議会」において審議し、推進方法の見直し等を行い、さらなる施策の推進を図ります。
- 数値目標については、目標が達成できるよう、関係する施策を市民や市民組織、事業者との協働体制で取り組みます。

資料

1 用語説明

<あ行>

育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。
育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇に関する制度を設けるとともに、育児及び家族の介護を行いやすくするため所定労働時間等に関し事業主が講ずるべき措置を定めるほか、育児または家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を定めている。育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて、我が国の経済及び社会の発展に資することを目的としている。

イクメン

育児に積極的に参加する父親のこと。
2010年に国の少子化対策の一環として、男性でも育児休暇を取得できるようにし、育児に参加する機会を作ろうという動きから生まれた言葉である。

イクボス

子育て中の社員を理解し、活躍を後押しすることができる上司のこと。

<か行>

苦情処理

国や地方公共団体が実施する法律、条例等に基づく制度や公費を投入する施策の在り方、これらの制度、施策の運用を含む業務運営の在り方について、国民・住民からの苦情（不平・不満・提案等）を受け付け、簡易・迅速・柔軟な方法で処理すること。
本市では、「男女共同参画社会をめざす福井市条例」第27条において、男女共同参画の推進に関する施策、または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策等について、苦情、意見、相談等の処理を行うとしている。

国際婦人年

1972年の第27回国連総会において、女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定された。

国連婦人の10年

1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の10年－平等・発展・平和－」とすることが宣言された。
「国連婦人の10年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の10年中間年世界会議」（第2回女性会議）が開かれ、最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の10年世界会議」（第3回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択された。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

<さ行>

女子差別撤廃条約

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効。我が国は昭和60年（1985年）に批准。平成28年（2016年）で189か国条約締結している。
女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

59ページ参照

ジェンダー

社会的・文化的につくられた性別。つまり「女らしさ」「男らしさ」で表される性別のこと。ジェンダーによる性別は長い歴史の中で形成され、日常生活の中で深く浸透しており、これが性別役割分担や女性差別の元になっている。

世界女性会議

1975年の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議。

セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせのこと。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。性的な言動を受けた者の対応により、当該者に不利益を与えること。男女雇用機会均等法においては、「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで、解雇、降格、言及などの不利益をうけること」または「性的な言動が行われると職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響を生じること」をいう。

福井市総合計画

市が総合的・計画的な行政運営を推進するための方向性を示す計画であり、市の特性に応じた目指すべき将来像及び、将来像を実現するための基本的な方針を明らかにし、市民、関係団体、行政などが協力して福井市のまちづくりを進めるための指針。
現在、第七次福井市総合計画（計画期間：平成29年度から平成33年度）。

<た行>

男女共同参画社会基本法

56ページ参照

男女共同参画社会をめざす福井市条例

男女が互いに人権を尊重しつつ、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において、対等に参画し、ともに責任を担い、利益を受けることができる男女共同参画社会の実現を目的に、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めている。
この条例は、平成15年4月1日から施行。
64ページ参照

デートDV

婚姻していない恋人間で起こるドメスティック・バイオレンスのこと。

<は行>

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に

対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。
なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからである。
ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではない。

<ま行>

福井市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略

人口減少の克服を図り、将来に希望の持てるまちづくりを進めるため、本市の長期的な人口の展望と、本市の特徴や強みを生かした実効性の高い施策を示している。

<ら行>

ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいう。
「女性のチャレンジ支援策について」（平成15年4月男女共同参画会議）では、一人ひとりが具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘された。
本市では、平成28年度に「福♥女のススメ」という本市で働く女性のロールモデル集を作成し、市内の高校2年生の女子生徒全員に配布した。

<わ行>

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

2 福井市の男女共同参画のあゆみ

年 度	月	内 容
平成	4	○ 福井市教育委員会社会教育課内に「婦人担当室」を設置
元年度(1989)	2	○ 女性問題啓発誌「アイム」を創刊
	3	○ “ふくい女性新たな旅立ち101”で市長が「福井女性元年」を宣言
2年度(1990)	7	○ 「福井女性ネットワーク」を設立
3年度(1991)	4	○ 福井市市民部「総合女性課」を設置
	3	○ 21世紀への福井市女性行動計画「あじさい女性プラン」を策定
4年度(1992)	6	○ 「福井市女性施策推進会議」を設置
	10	○ 「福井女性リーダーの翼'92」派遣研修(フラトン市 32人)
	11	○ 21世紀の福井市女性行動計画「あじさい女性プラン」を発刊
6年度(1994)	10	○ 総務部「男女共生推進課」に移管・改称
7年度(1995)	8	○ 「第4回世界女性会議」福井市民代表団を派遣(北京 28人)
8年度(1996)	6	○ 女性問題懇話会委員を公募(4人)
	2	○ 熊本女性とのふれあい研修・交流会を開催(2泊3日 22人)
9年度(1997)	3	○ 議会で「男女共同参画宣言都市」を議決
		○ 福井市女性行動計画「あじさい女性行動プラン」改定版を発刊
10年度(1998)	10	○ 男女共同参画都市宣言記念モニュメント除幕式を開催(シンボルマーク決定)
11年度(1999)	7	○ 米国ニューブランズウィック市女性との研修・交流会を開催
12年度(2000)	4	○ 市長室「男女共同参画室・少子化対策センター」に移管・改称
13年度(2001)	6	○ 「第5回世界女性会議」福井市民代表団を派遣(ニューヨーク 12人)
		○ 「男女共同参画推進本部」を設置(庁内の「男女共生行政連絡協議会」を改称)
14年度(2002)	6	○ 「男女共同参画社会基本条例」検討委員委嘱及び委員会を開催
		○ 福井市第2次男女共同参画基本計画「あじさい行動計画21」を策定
15年度(2003)	3	○ 議会で「男女共同参画社会をめざす福井市条例」を議決後、公布(28日)
	4	○ 「男女共同参画社会をめざす福井市条例」を施行
	5	○ 苦情処理委員を委嘱
16年度(2004)	11	○ 「全国男女共同参画宣言都市サミットinふくい」を開催
		○ 「日本女性会議2005ふくい」実行委員会設立総会を開催
17年度(2005)	10	○ 「日本女性会議2005ふくい」を開催
18年度(2006)	10	○ 「福井市男女共同参画・子ども家庭センターの設置及び管理に関する条例」を公布
	3	○ 福井市第3次男女共同参画基本計画「あじさい行動計画2007」策定
19年度(2007)	4	○ 市民生活部「男女共同参画・少子化対策室」に移管・改称
		○ 「アオッサ」内に「男女共同参画・子ども家庭センター」新設・講座開始
	11	○ 「第18回男女共同参画全国都市会議inふくい」を開催
20年度(2008)	10	○ 「福井男女共同参画ネットワーク」発足20周年記念事業 国際調査団「北欧の翼2008」を派遣(スウェーデン・フィンランド・フランス 17人)
21年度(2009)	2	○ 「福井男女共同参画ネットワーク」発足20周年記念事業 福井男女共同参画20年史誌「激動の20年」発刊
23年度(2011)	3	○ 福井市第4次男女共同参画基本計画を策定
26年度(2014)	4	○ 市民生活部「男女参画・市民協働推進室」に移管・改称、「アオッサ」内に移設
28年度(2016)	4	○ 総務部未来づくり推進局「女性活躍促進課」に改称
	3	○ 福井市第5次男女共同参画基本計画を策定

3 男女共同参画に関する福井市民意識アンケート調査結果

「福井市第5次男女共同参画基本計画」を策定するにあたり、市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、今後の施策に反映させることを目的に、平成27年9月に市民意識アンケート調査を実施しました。

この場をお借りし、ご協力いただきました全ての市民の方々に感謝申し上げます。

なお、男女共同参画に関する市民意識アンケート調査の結果は、福井市のホームページで公表しておりますので、ご覧ください。

一 調査対象と調査方法 一

調査対象：福井市在住の20歳以上の者

対象者数：2,500人

抽出方法：無作為抽出

調査方法：郵送調査

一回 収 結 果 一

回答者数：1,090人

回 収 率：43.6%

福井市ホームページの検索バーから

男女共同参画 アンケート

検 索





4 審議会委員名簿 (委員任期：平成28年7月1日～平成30年6月30日)

No.	役 職	氏 名	所 属・団 体 名
1	会 長	長谷川美香	福井大学学術研究院 医学系部門看護学領域 教授
2	副会長	山崎 栄一	(公社) ふくい市民国際交流協会 姉妹友好都市交流委員会 委員長
3	委 員	泉 志穂	(株) 福井新聞社 編集局 文化生活部長
4	//	加藤まどか	公立大学法人 福井県立大学学術教養センター 准教授
5	//	古石三千代	福井市PTA連合会 特別委員長
6	//	齋藤 康美	まつのき児童館 館長
7	//	澤崎 敏文	仁愛女子短期大学 生活科学学科生活情報専攻 准教授
8	//	高田 訓子	福井男女共同参画ネットワーク 顧問
9	//	高見 和宏	福井商工会議所 理事・事務局長
10	//	遠田 公一	福井市自治会連合会 副会長
11	//	野添 雅恵	福井労働局 雇用環境・均等室 室長
12	//	松枝 恵子	福井市小学校長会 (羽生小学校 校長)
13	//	渡辺 嘉宏	(株) 福邦銀行 総務部 次長

※所属・団体名は就任時のものです。 (五十音順)



5 計画の策定経過

時 期	項 目	内 容
平成27年 9月	男女共同参画に関する市民意識調査	調 査 数：2,500人 回答結果：1,090人 (43.6%)
平成28年 6月 3日	第1回福井市男女共同参画推進本部	○福井市第5次男女共同参画基本計画の策定について
7月15日	諮問	○市長から福井市男女共同参画審議会へ諮問
	第1回福井市男女共同参画審議会	○福井市第4次男女共同参画基本計画に基づく取組について ○審議会・委員会等における女性の登用について ○福井市第5次男女共同参画基本計画の策定について
8月23日	第2回福井市男女共同参画審議会	○福井市第5次男女共同参画基本計画 (素案) について ・計画の構成 ・計画の体系 ・前計画の取組と成果 ・スケジュール案
9月27日	第3回福井市男女共同参画審議会	○福井市第5次男女共同参画基本計画 (素案) について ・前計画の取組と成果及び課題 ・基本理念、基本目標、施策の方向
10月25日	第4回福井市男女共同参画審議会	○福井市第5次男女共同参画基本計画 (素案) について ・数値目標 (案) ・行政の具体的な取組
11月22日	第1回福井市男女共同参画推進本部 推進委員会	○福井市第5次男女共同参画基本計画 (素案) について ・行政の具体的な取組
12月 1日 ～20日	福井市パブリック・コメントの実施	提出者：7人 意見数：18件
平成29年 1月13日	第5回福井市男女共同参画審議会	○福井市第5次男女共同参画基本計画の策定について ・パブリック・コメントの結果 ・素案 (最終) ・答申に向けて
平成29年 1月27日	答申	○福井市男女共同参画審議会 (会長・副会長) から市長へ答申
2月 1日	第2回福井市男女共同参画推進本部	○福井市第5次男女共同参画基本計画の承認について



6 諮問文と答申書

女 活 第 5 4 号
平成28年7月15日

福井市男女共同参画審議会 会長 様

福井市長 東村 新一

「福井市第5次男女共同参画基本計画」について (諮問)

本市では、平成4年度より「福井市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでまいりました。現計画の「福井市第4次男女共同参画基本計画」が本年度で最終を迎えます。

つきましては、「福井市第5次男女共同参画基本計画」の策定に向け、貴審議会において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について、ご審議いただきたく、諮問いたします。

平成29年1月27日

福井市長 東村 新一 様

福井市男女共同参画審議会
会 長 長谷川 美香

福井市第5次男女共同参画基本計画
『輝く未来のパートナー・プラン』について (答申)

平成28年7月15日付け女活第54号で諮問のありましたみだしの
ことについては、下記の意見を付して別添のとおり答申します。

記

1 我が国が女性の活躍に積極的に取り組む今、本市においても「女性の活躍」に重点をおき積極的に取り組んでいただきたい。また、女性の活躍を進めるためには「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)」を進めることにも重点をおき取り組んでいただきたい。

2 男女共同参画意識の醸成は着実に進んでいるものの、家庭生活の場等では男性中心で進める意識が今もなお、根深く残っているところがあります。今後も継続した意識啓発及び市民自ら実践することにつなげる事業に取り組んでいただきたい。

3 計画の着実な進行と成果が見える化し、事業の遂行に真摯に取り組んでいただきたい。

7 関係法令

男女共同参画社会基本法 (抄)
発 令：平成11年 6月23日法律第78号
最終改正：平成11年12月22日同第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な
取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実
に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされて
いる。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等
我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上
で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分か
ち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に
発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊
要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実
現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と
位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参
画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていく
ことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理
念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、
地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関
する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法
律を制定する。

第1章

総則

(目的)

第1条

この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経
済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現
することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形
成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体
及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参
画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を
定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的
かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、
当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によ
って社会のあらゆる分野における活動に参画する機会
が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社
会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に
責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善する
ため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対
し、当該機会を積極的に提供することをいう。
(男女の人権の尊重)

第3条

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊
厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱
いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する
機会が確保されることその他の男女の人権が尊重され
ることを旨として、行われなければならない。
(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会におけ
る制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を
反映して、男女の社会における活動の選択に対して中
立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会
の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかん
がみ、社会における制度又は慣行が男女の社会におけ
る活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立な
ものとするように配慮されなければならない。
(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な
構成員として、国若しくは地方公共団体における政策
又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同し
て参画する機会が確保されることを旨として、行われ
なければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、
相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介
護その他の家庭生活における活動について家族の一員
としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の
活動を行うことができるようにすることを旨として、行
われなければならない。

(国際的協調)

第7条

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における

取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女
共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなけ
ればならない。

(国の責務)

第8条

国は、第3条から前条までに定める男女共同参画
社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」とい
う。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関
する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合
的に策定し、及び実施する責務を有する。
(地方公共団体の責務)

第9条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参
画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及
びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施
策を策定し、及び実施する責務を有する。
(国民の責務)

第10条

国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあ
らゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同
参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。
(法制上の措置等)

第11条

政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施
策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置そ
他の措置を講じなければならない。
(年次報告等)

第12条

政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の
状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促
進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社
会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参
画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書
を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策
(男女共同参画基本計画)
第13条

政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施
策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参
画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女
共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項につい
て定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の
形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形

成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する
ために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴い
て、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定
を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定が
あったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公
表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更につ
いて準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)
第14条

都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当
該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の
促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道
府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項につ
いて定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ず
べき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大
綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけ
る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合
的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男
女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域におけ
る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策につい
ての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」と
いう。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計
画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更した
ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条

国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に
影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施す
るに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しな
ければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条

国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本
理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講
じなければならない。
(苦情の処理等)

第17条

国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促
進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を
及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のため
に必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男

女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条

国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条

国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条

国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条

内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条

会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条

会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条

議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条

議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条

前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条

会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条

この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

発 令：平成27年9月4日法律第64号

第1章

総則

(目的)

第1条

この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条

女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条

国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施

策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条

事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章

基本方針等

(基本方針)

第5条

政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条

都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画
(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目

標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条

前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条

厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条

承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第12条第4項の

規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条

公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条

国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は

変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節

女性の職業選択に資する情報の公表
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条

第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条

特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
(職業指導等の措置等)

第18条

国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条

国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の

措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条

国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条

国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条

国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条

当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活におけ

る活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条

前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章

雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条

厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条

第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章

罰則

第29条

第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第18条第4項の規定に違反した者

二 第24条の規定に違反した者

第31条

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第10条第2項の規定に違反した者

二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条

第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第1条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条

この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条

前条第2項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条

政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

男女共同参画社会をめざす福井市条例

平成15年3月28日条例第1号

目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 性別による権利侵害の禁止(第9条・第10条)
- 第3章 基本的施策(第11条—第21条)
- 第4章 男女共同参画推進員(第22条)
- 第5章 福井市男女共同参画審議会(第23条—第26条)
- 第6章 苦情処理機関(第27条)
- 第7章 雑則(第28条)
- 附則

福井市は、不死鳥のまちといわれている。戦災、震災、水害、雪害と、幾度も見舞われた災禍から、その都度、男女を問わずすべての市民が手を携え、不屈の精神をもって再生してきたからである。

わが国は、日本国憲法において個人の尊重と法の下の平等をうたうとともに、21世紀の最重要課題として男女共同参画社会の実現を掲げ、男女共同参画社会基本法を制定したが、本市の歩みを振り返るとき、そこには既に脈々と市民による男女共同参画の歴史が流れている。今日までに本市が他市に先駆け、女性行動計画を策定し、男女共同参画都市の宣言を採択するなど、積極的に男女共同参画の推進に取り組んできた原点は、まさにその歴史にある。

しかしながら、現実には性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度、慣行がいまだ根深く残っており、真に女性と男性が平等に参画するには、なお一層の努力が求められている。

少子高齢化の進展というこれまでにない新たな状況に直面している今日において、本市が今後も活力ある都市として発展するためには、男女が、互いに人権を尊重しつつ、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において、対等に参画し、共に責任を担い、利益を受けることができる男女共同参画社会を実現させることが、先人の労苦に報い、未来に対する責任を果たすために、何にもまして重要である。

ここに、私たちは、市民と行政が連携・協働して不死鳥のまちの更なる飛躍を誓うとともに、男女共同参画社会の実現を決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 男女共同参画 男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文

化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。

- 積極的格差是正措置 前号に規定する機会についての男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な性質の言動により、相手方に不快感若しくは不利益を与え、又は相手方の生活環境を害することをいう。
- ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者による身体的、心理的若しくは性的な危害若しくは苦痛となり、又はそのおそれのある行為、経済的虐待、社会的隔離等をいう。
- ジェンダー 生物学的・生理学的な性別ではなく、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に形成されてきた性別をいう。
- 市民 市内に住所を有する者、勤務する者及び在学する者をいう。
- 事業者 個人又は法人その他の団体にかかわらず、市内において事業を行うすべてのものをいう。(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性が尊重されるとともに、その能力を発揮する機会が確保されること。
- 性別による固定的な役割分担等による社会の制度又は慣行が、あらゆる人の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう見直されること。
- 男女が共に社会の対等な構成員として、市及び民間の団体における施策又は方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- 家族を構成する者が、相互の協力と地域及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活及び社会生活における活動において均等に責任を分担すること。
- 家庭、地域、職場、学校その他あらゆる場からドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントを根絶すること。
- 男女が、互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、産む性としての女性の健康と自らの決定が尊重されること。
- 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して行うこと。(目指すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、次の各号に掲げる社会の分野において、当該各号に定める事項を男女共同参画の推進に当たっての目指すべき姿として、その達成に努めるものとする。

- 家庭 次に定める事項
 - 家庭における重要な事柄についての意思決定に、男女が、対等に参画し、決定する家庭であること。
 - ジェンダーにとらわれることなく、男女が、

自分の意思で多様な生き方を選択し、それらを互いに認め合い、家事、子育て及び介護を担い合う家庭であること。

ウ ドメスティック・バイオレンスのない平和な家庭であること。

- 地域 次に定める事項
 - ジェンダーにとらわれることなく、男女が、諸活動において、対等に企画立案と決定に参画することができる地域であること。

イ 性別にかかわらず、男女が、諸活動に積極的に参画し、リーダーシップを発揮することができる地域であること。

- 職場 次に定める事項
 - 性別による差別及び格差がなく、男女が、個々人の意欲及び能力により対等に参画することができる職場であること。

イ 育児又は介護のために、男女が、等しく休暇及び休業を取得することができ、仕事と家庭とを両立することができる職場であること。

ウ セクシュアル・ハラスメントがなく、男女が、それぞれの人格を認め合って、安心して働くことができる職場であること。

- 学校 次に定める事項
 - ジェンダーにとらわれることなく、児童、生徒及び職員が、それぞれの個性及び人権を大切にし、男女平等が促進される学校であること。
 - ジェンダーにとらわれることなく、諸活動での役割分担が行われ、個人の能力や適性を考慮した選択が尊重される学校であること。

(5) 行政 あらゆる行政施策において、ジェンダーにとらわれない視点からの点検がなされ、積極的格差是正措置への取組を促す施策が行われる行政であること。

(市の責務)

第5条 市は、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画推進施策の実施に当たり、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画推進施策を総合的に策定し、及び実施するため、庁内体制の整備と財政上の措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念に対する理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり男女共同参画を推進するために市が実施する男女共同参画推進施策に積極的に協力しなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めなければならない。

3 事業者は、男女が仕事と家庭とを両立することができる職場環境の整備に努めなければならない。(教育関係者の責務)

第8条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性にかんがみ、基本理念にのっとった教育・学習の一層の充実を図るよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、情報を公衆に表示する場合において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現その他過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第23条の規定により設置する福井市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。(年次報告)

第12条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況等について、報告書を作成し、公表するものとする。(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画推進施策を効果的に実施していくため、必要な調査研究を行うよう努めるものとする。(普及啓発のための広報)

第14条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を促進するために必要な広報活動を行うものとする。

(附属機関等の委員)

第15条 市は、その附属機関等の委員の構成について、男女別の委員の数が均衡するよう努めなければならない。(決定過程への男女共同参画の推進に向けた支援)

第16条 市は、市の関係団体及び民間の団体における方針の決定過程への男女共同参画を推進するための活動に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第17条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるように、情報の提供その他



の必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進状況に関する報告を求めることができる。この場合において、事業者は、当該報告を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 市長は、前項の報告に基づき把握した男女共同参画の推進状況を取りまとめ、公表することができる。
- 4 市長は、第2項の報告に基づき把握した男女共同参画の推進状況を基に、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。
(家庭生活と職業生活等との両立支援)

第18条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活及び地域生活における活動とを両立することができるように、必要な支援を行うよう努めなければならない。
(性別による権利侵害の防止及び被害者の支援)

第19条 市は、性別による権利侵害の防止に努めるとともに、当該権利侵害を受けた者に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。
(性と生殖に関する健康と権利の支援)

第20条 市は、性と生殖に関する健康と権利が十分に尊重されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。
(国際的協調)

第21条 市は、国際的な理解及び協調の下に男女共同参画を推進するため、国際機関並びに国及び他の地方公共団体の関係機関等との有機的な連携を図るとともに、情報交換等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 男女共同参画推進員

第22条 市長は、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の推進に係る啓発活動その他の活動を行う男女共同参画推進員を置く。

第5章 福井市男女共同参画審議会 (福井市男女共同参画審議会の設置)

第23条 市長の附属機関として、福井市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(審議会の任務)

第24条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し、意見を述べることができる。
(組織等)

第25条 審議会は、委員16人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
(規則への委任)

第26条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に

関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 苦情処理機関

第27条 市長は、市が実施する男女共同参画推進施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策(以下「男女共同参画推進関連施策」という。)並びに性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害されたことについての苦情、意見、相談等(以下「苦情等」という。)を適切かつ迅速に処理するため、苦情処理機関を置く。

- 2 市民は、苦情等がある場合は、前項の苦情処理機関(以下「苦情処理機関」という。)に申し出ることができる。
- 3 苦情処理機関は、前項の規定による申出(以下「苦情等の申出」という。)が男女共同参画推進施策又は男女共同参画推進関連施策に係るものであるときは、必要に応じて、当該苦情等の申出に係る男女共同参画推進施策又は男女共同参画推進関連施策の実施機関に対し説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該実施機関に対し是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。
- 4 前項に規定する場合において、苦情処理機関は、当該苦情等の申出の対応に当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。
- 5 苦情処理機関は、苦情等の申出が性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害されたことによるものであるときは、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に対し助言、是正の要望等を行うものとする。
- 6 前項に規定する場合において、苦情処理機関は、当該苦情等の申出の対応に当たり、他の関係機関との連携を図る等適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
- 7 この条に定めるもののほか、苦情処理機関に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の福井市附属機関設置条例(平成10年福井市条例第18号)第2条の表に規定する福井市男女共同参画推進懇話会(以下「懇話会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第25条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、施行日における懇話会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
(福井市附属機関設置条例の一部改正)
- 3 福井市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。
(次のよう略)